

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大による飲食店の営業時間短縮や外出自粛による観光客の減少等により、地酒、伝統的工芸品や加工食品など地場産品の消費が落ち込んでいることから、事業活動の継続的・安定的な消費基盤を形成するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う仕組みを実施する事業者に対し必要な費用の一部について、予算の範囲内において信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付等に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症のことをいう。
- (2) 「クラウドファンディング」とは、インターネットを活用したクラウドファンディングサービス提供ウェブサイトを通じて、不特定多数の人々から資金を調達する仕組みをいう。
- (3) 「クラウドファンディング運営会社」とは、クラウドファンディングによる資金調達のための環境（クラウドファンディングサービス提供ウェブサイト）を提供する事業者（以下「運営会社」という。）をいう。
- (4) 「クラウドファンディングプロジェクト」とは、クラウドファンディングを利用して、支援を募り実施するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）をいう。
- (5) 「クラウドファンディング利用手数料」とは、運営会社に支払われるクラウドファンディングの利用手数料（以下「利用手数料」という。）をいう。
- (6) 「サイト作成費」とは、クラウドファンディング運営会社の利用手数料の適用範囲に含まれないプロジェクトの内容などを紹介するウェブサイトを制作するために必要な経費をいう。
- (7) 「商品送料」とは、購入型クラウドファンディングにおいて、補助事業者が支援者に対して商品等を送付する経費をいう。
- (8) 「購入型クラウドファンディング」（以下「購入型」という。）とは、クラウドファンディングのうち、プロジェクトに対して支援者が、特定の事業者等を支援する目的で、指定の商品等を購入することで支援する仕組みのものをいう。
- (9) 「寄付型クラウドファンディング」（以下「寄付型」という。）とは、クラウドファンディングのうち、プロジェクトに対して支援者が特定の事業者等に寄付する仕組みのものをいう。
- (10) 「地酒」とは、県内で生産される日本酒、ワイン、焼酎、シードル、クラフトビール、ウィスキーなどをいう。
- (11) 「伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）又は、長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日付け57工第30号）に基づく指定がされている県内の工芸品のことをいう。

- (12) 「加工食品」とは、県オリジナル食材（信州サーモン、信州大王イワナ、信州黄金シャモ、ひすいそばなど長野県が開発した農畜水産物）を加工処理した食品や郷土食など地域資源を活用した加工食品（地場産大豆の手作りみそ、豆菓子、地場野菜の漬物など）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、以下の要件を全て満たす事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 地場産品の継続的・安定的な消費基盤を形成するための支援を目的とするプロジェクトを提案する県内事業者であること。
- (2) 運営会社が提供するサービスの利用に必要な契約等を、運営会社との間で確実に締結すると見込まれるものであること。
- (3) プロジェクトを提案する県内事業者とは、次のいずれかのとおりとすること。
 - ① 県内で地酒を製造する「酒造事業者」であること。
 - ② 県内で伝統的工艺品を製造する「伝統的工艺品事業者」であること。
 - ③ 県産の地酒を取扱い小売事業者等へ卸す「地酒卸売事業者」であること。
 - ④ ①～③の事業者を取りまとめる、酒造組合、酒造協同組合、商工会、商工会議所、観光協会、小売酒販等の「幹事団体」であること。
 - ⑤ ①～②の複数の事業者が連携する「事業者体」であること。その場合いずれかの事業者が本事業の窓口となること。
- (4) プロジェクトを提案する県内事業者は、以下の事業を行うものでないこと。
 - ① 公序良俗に反する事業
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業などに該当する事業

2 プロジェクトを提案する県内事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第14条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、以下の(1)、(2)、(3)に掲げる要件を全て満たす事業であることとする。

(1) 第3条に該当する補助事業者が実施する「購入型」及び「寄付型」であり、運営会社が提供するクラウドファンディングサービス提供ウェブサイトを活用して資金調達を実施するものであること。

(2) プロジェクトの内容が地場産品の需要・消費促進を図ることにより事業の継続等が図られることを目的としたもので、別表1のとおりとすること。

(3) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

国(国所管の独立行政法人等を含む)又は市町村が、他の制度(補助金・委託金)により助成する当事業と同様の事業。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及び補助率は別表2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書(様式1-1)

(2) 誓約書(様式1-2)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、予算の範囲内において、補助金交付申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金交付申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、予算額に達した日の翌日から補助金申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受付(当日必着)をした申請書の抽選により申請受付者を決定するものとする。

3 前項の抽選は、予算額に達した日の翌日以降に交付申請者によるくじ引きで行うこととする。なお、くじ引きの対象者が欠席する場合は、当該補助金事務に関係のない、産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室の職員にくじを引かせるものとする。

4 補助事業者は、第1項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 知事は、第6条第1項による交付申請書の提出があったときはこれを受理し、適当と認め

たときは補助金の交付を決定し、様式第2号により交付を申請した者に通知するものとする。

2 知事は、令和3年7月2日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業者は規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、第9条の2に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。
- (3) 補助事業を廃止する場合には、あらかじめ承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、補助事業計画遅延等報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後の翌年度から5年間保管すること。

(軽微な変更)

第9条の2 前条第1項第2号で規定する軽微な変更とは、補助対象経費毎に20%以内の金額の減額をいう。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、プロジェクトを提案する県内事業者の変更が生じたとき、または県からの依頼があったときは「補助事業遂行状況報告書(様式第6号)」を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(第9条第1項第3号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときを含む)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は知事が定める日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- (1) 補助事業実績書(様式7-1)

- (2) 消費税額等の確定に伴う報告書（様式第 11 号）（消費税等仕入控除税額が確定した場合）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（額の確定）

第 12 条 知事は前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 項第 2 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 前項及び規則第 13 条の補助金等の額の確定通知は様式第 8 号によるものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 前条に基づく補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第 14 条 知事は、第 7 条第 1 項の交付決定を行った後において、交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは補助金概算払請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第 2 項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が、補助額に変更があった場合や、第 12 条の規定による補助金の額の確定額を超える場合等は、その差額を返還しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 11 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 16 条 知事は、第 9 条第 1 項第 3 号の規定による補助事業の廃止の申請があった場合、又は次の

各号のいずれかに該当する場合は、第7条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、法令に違反した場合
- (6) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(申請手続き)

第17条 第6条第1項に規定する交付申請、第9条第1項第2号に規定する変更承認申請及び同項第3号に規定する承認申請、第10条第1項に規定する状況報告、第11条第1項に規定する実績報告、第13条第1項及び第14条第2項に規定する交付請求は、産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室に提出して行うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

別表1（第4条第1項第2号関係） プロジェクトの内容

区分	事業の内容
1 購入型	プロジェクトの内容は、リターンとして次のモノやサービスなどを設定し、支援を得るものとする。 ① 地酒又は伝統的工芸、加工食品に係る商品やグッズ、サービス等をリターンする ② ①のモノやサービスの組み合わせをリターンする
2 寄付型	プロジェクトの内容は、需要に応じた新商品づくりやイベントの開催などの取組を設定し、その取組に対する支援を得るものとする。

別表2（第5条関係） 補助対象経費及び補助率

区分	経費の内容	補助率
1 購入型	利用手数料	10/10以内。ただし、目標設定額の20%以内とする。
	商品送料	10/10以内
	サイト作成費	10/10以内。ただし、200千円を上限とする。
2 寄付型	利用手数料	10/10以内。ただし、目標設定額の20%以内とする。
	サイト作成費	10/10以内。ただし、200千円を上限とする。

年 月 日

長野県知事 様

※
郵便番号
住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付申請書

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記補助金として、下記金額の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

補助事業計画書（様式1-1）
誓約書（様式1-2）

※ 「申請者」の記入について
事業者体を実施する場合は、窓口となる事業者を記入してください。

補助事業計画書

1 申請者等の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	所在地

- ※1 事業を提案する全ての事業者について、適宜、行を追加して記入してください。
- ※2 事業者体として実施する場合は、最上段に窓口となる事業者を記入してください。
- ※3 幹事団体は、最上段に記入してください。

(2) 申請事業者の担当者名

代表者名		代表者の所属	
電話番号		E-mail	
連絡担当者		部署	

- ※ 当事業の事務担当者を記入してください。
「事業者体」の窓口、または「幹事団体」については、直接事務をする担当者を記入してください。

(3) 利用するクラウドファンディング運営会社

運営会社の名称	所在地	連絡先

- ※ クラウドファンディング運営会社とは、プロジェクト内容等について予め相談を済ませてください。

(次ページに続きます)

2 補助事業計画

区分 (いずれかを○)	購入型 / 寄付型
プロジェクト名	
事業実施カ所 ^{※1}	
プロジェクト 実施期間	開始：令和 年 月 日 (事業着手日) 終了：令和 年 月 日 (事業完了予定年月日) (うち、資金募集期間：令和 年 月 日 ~ 月 日)
プロジェクト 目標金額	円
事業概要	<p>① 事業内容^{※2}</p> <p>② クラウドファンディングにより調達した支援金の使途</p> <p>③ その他 (持続的なファンづくり等)</p>

※1 事業実施カ所は、「〇〇市〇〇地区」など、事業の受益範囲を記入してください。

※2 事業内容は、別掲などで記載しても構わない。

3 収支計画

(1) 収入

項目	金額	備考
クラウドファンディング による調達額	円	
県補助金	円	
借入金	円	
自己資金等	円	
合計	円	

(次ページに続きます)

(2) 支出

項目	金額	備考
クラウドファンディング 運営会社へ支払う手数料	円	
プロジェクトを提案した事業者へ 配分する寄付金	円	
プロジェクトのリターン分として 必要な経費	円	
その他経費	円	
合計	円	

※1 プロジェクトのリターンとして必要な経費については、支援者へ送付する商品やサービスの額面金額の合計等を記載してください。

※2 収支の各項目は、事業内容に応じて適宜変更して差し支えありません。

※3 その他経費は、商品送料及びサイト作成費を含めてください。

4 交付申請額

区分		総事業費 A	対象事業費 b	手数料 料率	補助率	補助額 (交付申請額) (b×手数料率×補助率)
		円	円	%		円
利用 手数料	プロジェクト 当初金額			20%	10/10	
	プロジェクト 終了時支援金額			___%	10/10	
	小 計			___%	10/10	
商品 送料	プロジェクト 当初金額			/	10/10	
	プロジェクト 終了時支援金額			/	10/10	
	小 計			/	10/10	
サイ ト作 成	プロジェクト 当初金額			/	10/10	
	プロジェクト 終了時支援金額			/	10/10	
	小 計			/	10/10	
合 計				/	/	

※1 記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。

※2 「プロジェクト終了時支援金額」については、交付申請時点でプロジェクトが終了している場合に記載してください。なお「小計」欄の金額は「プロジェクト当初金額」とのいずれか補助額が低い金額を記載してください。

※3 事業費の根拠が分かる資料（見積書、積算資料等）を添付してください。

5 事業完了予定年月日

年 月 日

※ クラウドファンディング運営会社の「利用手数料」、サイト制作会社の「サイト作成費」、宅配事業者等の「商品送料」の費用負担が明確になり、支払の行為等を年度内において最終的に終了する予定日を記入すること。

6 地域や関連業界等に関する説明について

--

※ プロジェクトを提案する事業者の関係性について記載してください。

誓 約 書

次の 1～5 にいずれも該当することを誓います。

なお、これに反する事実が判明したことにより補助金の交付の決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還することについて同意します。

- 1 プロジェクトを提案する事業者全てが、信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 3 号に定義する県内事業者であること
- 2 プロジェクトを提案する県内事業者全てが本事業の趣旨に賛同していること
- 3 プロジェクトにより調達した支援金について、プロジェクトを提案する県内事業者全てが、事業計画に記載した用途以外に活用しないこと
- 4 プロジェクトを提案する県内事業者全てが、以下の事業を行うものでないこと
 - ① 公序良俗に反する事業
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する風俗営業など）に該当する事業
- 5 プロジェクトを提案する県内事業者全てが長野県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 17 日長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

郵便番号

住 所

申請者

住所

補助事業者の氏名又は名称

年 月 日付けで申請のありました信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金については、長野県補助金等交付規則(昭和34年規則第9号。以下「規則」という。)第4条の規定により、次の条件を付して 円を交付します。

令和 年(年) 月 日

長野県知事 阿部 守一

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 3 補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、交付すべき補助金の額が確定したときに認められた補助対象経費の額又は本通知書に記載された補助金額（補助事業の内容が変更された場合に補助金の額の変更に係る通知を受けたときは変更後の額）のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、規則及び信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号

住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第9条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(備考)

以下、様式第1号の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号
住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業に係る事業廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業について、下記のとおり廃止したいので承認されるよう、信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第9条第1項第3号の規定により承認を申請します。

記

- 1 廃止の理由
- 2 廃止の期日
- 3 廃止後の措置

長野県知事 様

郵便番号

住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業に係る補助事業計画遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業に係る補助事業について、信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第9条第1項第4号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号

住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業に係る補助事業について、交付要綱第10条の規定により、年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施内容

2 目標設定額

3 支援金額の状況（ 年 月 日現在）

4 その他

（プロジェクトを提案する県内事業者の変更等が生じた場合等に記載してください）

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号

住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業に係る補助事業を実施したので、長野県補助金等交付規則第12条及び信州地場産品クラウドファンディング活用応援補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業期間

開始 令和 年 月 日 終了 令和 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助事業実績書（様式7-1）
- (2) その他知事が必要と認める書類

※ 「申請者」の記入について
事業者体を実施する場合は、窓口となった事業者を記入してください。

補助事業実績書

申請者名称：_____

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の内容（補助金を活用して行った取組）
(2) 補助事業により最終的に集まった支援金額
(3) 補助事業による成果・経営にもたらした効果

※記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。

2 収支実績

(1) 収入

項目	金額	備考
クラウドファンディング による調達額	円	
県補助金	円	
借入金	円	
自己資金等	円	
合計	円	

(2) 支出

項目	金額	備考
クラウドファンディング 運営会社へ支払った手数料	円	
プロジェクトを提案した県内 事業者へ配分する寄付金	円	
プロジェクトのリターン分と して必要な経費	円	
その他経費	円	
合計	円	

※1 プロジェクトのリターンとして必要な経費については、支援者へ送付した商品やサービスの額面実績額の合計等を記載してください。

※2 収支の各項目は、事業内容に応じて適宜変更して差し支えありません。

※3 その他経費は、商品送料及びサイト作成費を含めてください。

(次ページに続きます)

3 補助額

区分		総事業費 A	対象事業費 b	手数料率	補助率	補助額 (交付申請額) (b×手数料率× 補助率)
		円	円	%		円
利用手数料	プロジェクト 当初金額			20%	10/10	
	プロジェクト 終了時支援金額			___%	10/10	
	小 計			___%	10/10	
商品送料	プロジェクト 当初金額			/	10/10	
	プロジェクト 終了時支援金額			/	10/10	
	小 計			/	10/10	
サイト作成	プロジェクト 当初金額			/	10/10	
	プロジェクト 終了時支援金額			/	10/10	
	小 計			/	10/10	
合 計				/	/	

※1 記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。

※2 「プロジェクト終了時支援金額」については、交付申請時点でプロジェクトが終了している場合に記載してください。なお「小計」欄の金額は「プロジェクト当初金額」とのいずれか補助額が低い金額を記載してください。

※3 事業費の根拠が分かる資料（請求書等）を添付してください。

4 プロジェクトを提案した県内事業者（多数の場合は別紙可）

会社や店舗の名前	業種	所在地	代表者氏名

※ プロジェクトにおいて支援を受けた各県内事業者に対し、支援金が配分されたことがわかる資料（送金証明書や領収書等）を添付してください。

5 事業完了年月日

年 月 日

※ クラウドファンディング運営会社の「利用手数料」、サイト制作会社の「サイト作成費」、宅配事業者等の「商品送料」の費用負担が明確になり、支払の行為等を年度内において最終的に終了した定日を記入すること。

（補助事業者の氏名又は名称） 様

長野県知事

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業費補助金に係る交付額の確定通知書

年 月 日付で（変更）交付決定した信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業費補助金については、長野県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

長野県知事 様

郵便番号

住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

記

請求額 金 _____ 円

補助金交付確定額	既に支払いを受けた額	今回請求額
円	円	円

振込銀行名	銀行（金融機関コード【4桁】： _____ ） 支店（支店コード【3桁】： _____ ）		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	_____
【フリガナ】 口座名義	【 _____ 】		

（添付書類） 交付決定通知書（様式第2号）

長野県知事 様

郵便番号

住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業費補助金として、下記金額を概算払されるよう信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により請求します。

記

概算払請求額 金 円

補助金交付 確定額	概算払 受領済額	今回概算払 請求額	残 額
円	円	円	円

振込銀行名	銀行(金融機関コード【4桁】:) 支店(支店コード【3桁】:)		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

長野県知事 様

(補助事業者)

住 所

申請者名

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (知事が確定通知書により通知した額)
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 10 パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。